

※内容は令和7年12月時点のものです0

自然共生サイトの説明

滋賀県自然環境保全課



30by30



Mother Lake
Goals

変えよう、あなたと私から

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等 に関する法律について

- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。地域生物多様性増進法）が令和6年4月19日に公布されました。
- 地域生物多様性増進法は、令和7年4月1日に施行されました。



1. 法律の背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECD※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1：ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。

- 生物多様性は人類の存続の基盤であり、その上に社会が成立し、更にその上に経済が成立するという3層構造。
- しかしながら、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けている。
- このため、将来にわたって生物多様性の恵みを楽しむために、生物多様性の損失を止め反転させることが必要。

※2：OECD

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。

- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、場所に紐付いた取組の推進が重要。
- 保護地域に加えて、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域など身近な自然をOECDとしてカウントし、地域の生態系を保全することが重要。



OECDのイメージ



30by30 とは

3

2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。

どんないいことがあるの？

- 気候変動対応、脱炭素
- 農業・漁業生産向上、災害対策
- 持続可能な地域づくり、観光、交流人口増加 etc.

どうやって達成する？ → 保護地域 + **OECM**

保護地域: 国立公園、国定公園、県立自然公園 etc.

OECM: 保護地域以外で民間等の取組により
生物多様性保全が図られている地域

※ **O**ther **E**ffective area-based **C**onservation **M**easure

→ **民間等と力を合わせた取組が重要!!**



30by30 とは

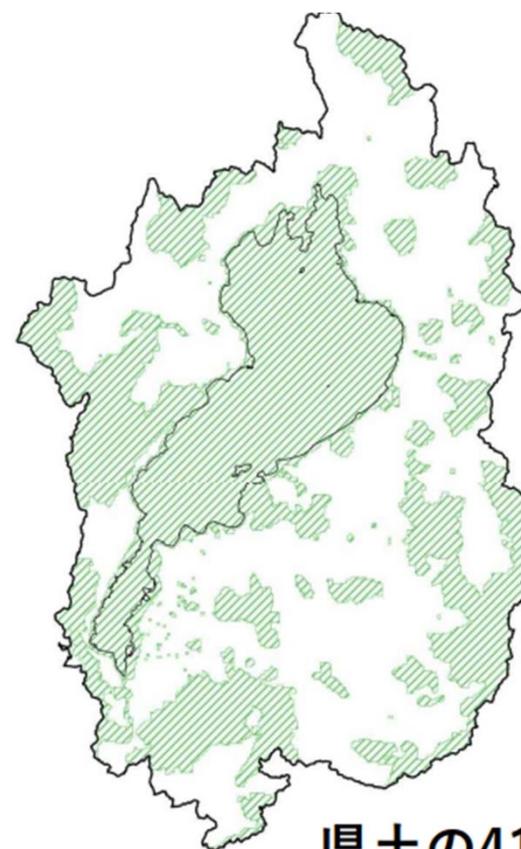
2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する目標です。

日本国内の現状（令和3年時点）

- 陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全済

滋賀県の現状

- 滋賀県では令和6年時点で41.6%が保護地域
- **琵琶湖+30% (46.7%)** を目標
→ +5,000ha



「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い



…違いってなんだ？

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い

認定対象

| | |
|--------------------------|--|
| 自然共生サイト制度 ※旧制度 | 民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている 区域 |
| 地域生物多様性増進法 | 特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する 活動実施計画 |

法制化による変更点

- 認定対象が「区域」から「活動計画」に
- 認定された活動区域が「自然共生サイト」になる

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い

対象範囲

| | |
|--------------------------|--|
| 自然共生サイト制度 ※旧制度 | 現状で生物多様性が豊かな区域 (生物多様性の価値基準に合致する区域) |
| 地域生物多様性増進法 | 現状で豊かな生物多様性を 維持する活動 生物多様性を 回復する活動 生物多様性を 創出する活動 |

回復の例:

- 管理放棄地の再生や手が入っていない森林(二次林)の再生等
- 荒廃農地における湿地の造成、失われたサンゴ礁の造成等

創出の例:

- 現況がアスファルトや更地等になっているような開発跡地や埋立地等において、生物多様性を創出する活動

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い

認定者

| | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <p>自然共生サイト制度 ※旧制度</p> | <p>環境大臣</p> |
| <p>地域生物多様性増進法</p> | <p>環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣</p> |

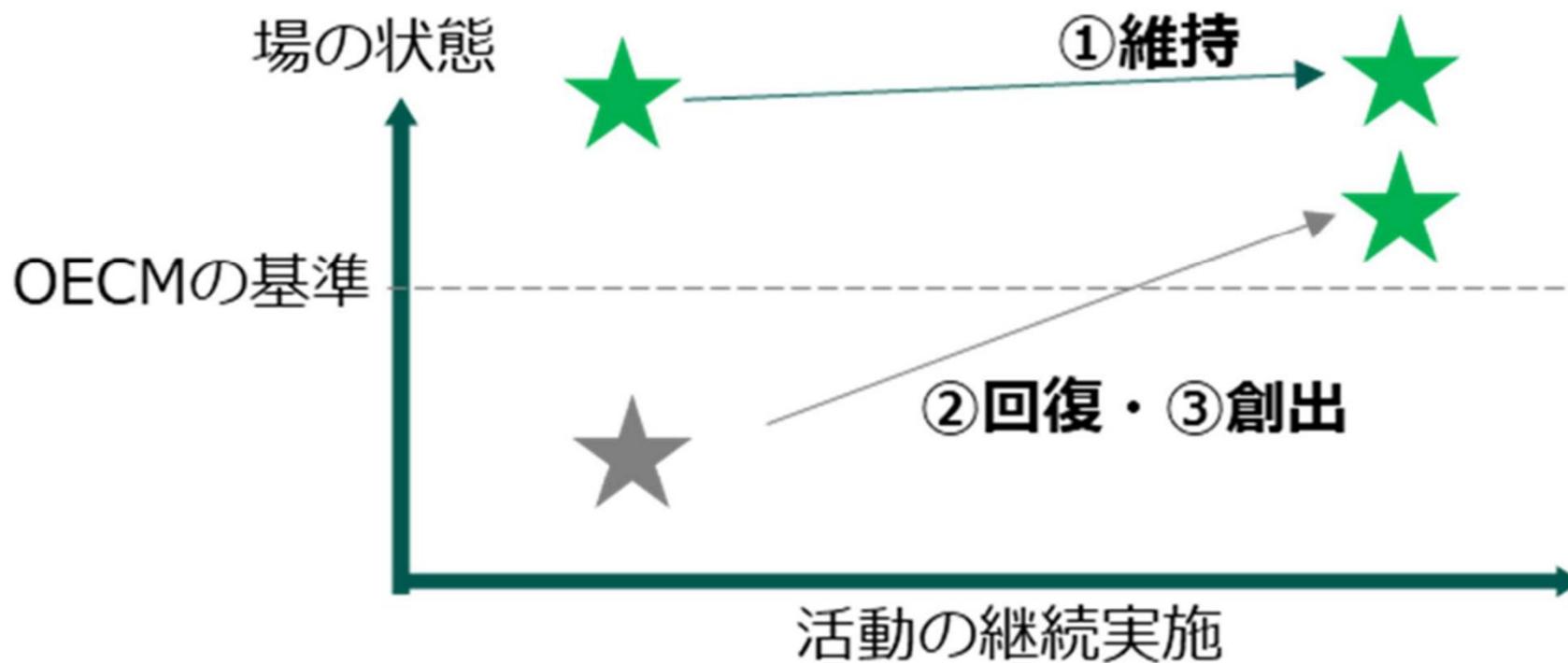
「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」との違い

OECD



| | |
|---------------------------------|--|
| 自然共生サイト制度 ※旧制度 | 認定した区域は、保護地域との重複を除きOECDとして登録。 |
| 地域生物多様性増進法 | <p>既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECDとして登録。</p> <p>生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECDとして登録。</p> |

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い



「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い

自然共生サイト制度

※旧制度

- ・ 区域
- ・ ガバナンス
- ・ 区域の状態（生物多様性の価値）
- ・ 活動・モニタリング

これらすべてが認定基準に合致した場合、その場所を「自然共生サイト」認定。

地域生物多様性増進法

活動実施計画

- ・ 区域
- ・ ガバナンス
- ・ 区域の状態（生物多様性の価値）
- ・ 目標
- ・ 活動・モニタリング

活動実施計画が認定基準に合致した場合、「活動実施計画」認定。その活動場所が「自然共生サイト」。

「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い

自然共生サイト制度



※旧制度

地域生物多様性増進法



活動実施計画

法制化による変更点（再掲）

- ・ 認定対象が「区域」から「活動計画」に
- ・ 認定された活動区域が「自然共生サイト」になる



活動・モニタリング



- ・ 目標
- ・ 活動・モニタリング

これらすべてが認定基準に合致した場合、その場所を「自然共生サイト」認定。

活動実施計画が認定基準に合致した場合、「活動実施計画」認定。その活動場所が「自然共生サイト」。

申請の種類について

2つの計画認定制度

| 計画名（通称） | 作成者・実施者 |
|------------------|------------------------|
| 増進活動実施計画（増進計画） | 企業、NPO等が作成、実施。 |
| 連携増進活動実施計画（連携計画） | 市町村が作成。企業、NPO等と連携して実施。 |

- ・連携増進活動実施計画を作成した場合について、「生物多様性維持協定」が活用できます。

認定を受けた活動の実施区域が「**自然共生サイト**」



活動の種類

<生物多様性を維持する活動（維持タイプ）>

既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動。

<生物多様性を回復する活動（回復タイプ）>

過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動。

<生物多様性を創出する活動（創出タイプ）>

現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出する活動。

認定計画に係る法律上の特例

＜法律上の特例措置＞（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

| 法律 | 対象地域 | 特例の対象とする行為の例 |
|---------|------------------|---|
| 自然公園法 | 国立公園及び国定公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等 |
| 自然環境保全法 | 自然環境保全地域 | |
| 種の保存法 | 生息地等保護区の管理地区 | |
| 鳥獣保護管理法 | 鳥獣保護区の特別保護地区 | |
| 都市緑地法 | 緑地保全地域及び特別緑地保全地区 | |
| 森林法 | 地域森林計画対象民有林 | ・伐採等の届出 |

②関連法令の認定みなし

| 対象制度 | 対象制度の概要 |
|------------------------------|---|
| 特定外来生物の防除 （外来生物法） | 民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。 |
| 生態系維持回復事業 （自然公園法、自然環境保全法） | 民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。 |
| 保護増殖事業 （種の保存法） | 民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。 |

生物多様性維持協定

<生物多様性維持協定> (第22条～第26条関係)

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

⇒ **土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。**

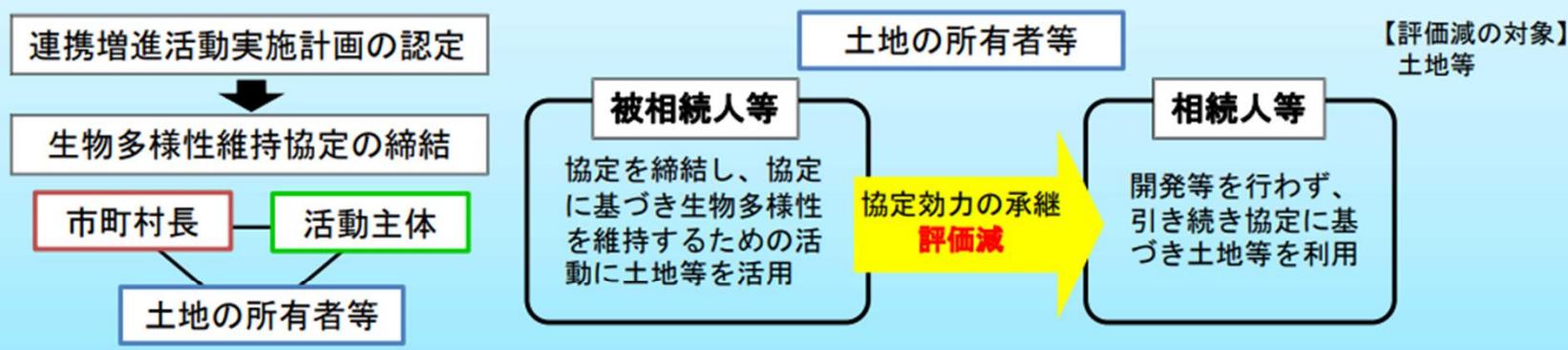


税制改正（相続税・贈与税の評価減）

- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講ずることとした。
- 当該措置について、令和7年4月施行に向けて準備を進めているところ。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。

審査・認定フロー

申請準備

- 土地の所有者等の確認・同意
- 活動に当たって必要な許認可等の手続き
- 公物等の管理区域の重複を確認・同意

申請受付

申請書類一式を**事務局（ERCA）**に提出

予備審査

必要に応じて、**事務局から申請者に内容の確認や不足書類の提出依頼**を行います。

有識者審査

生物多様性の増進に関する専門的な見地から意見を聴きます。

省庁審査

環境省、農林水産省、国土交通省

認定



➤ 環境再生保全機構 (ERCA)が総合窓口

開始後は、いつでも申請可能です。

標準処理期間は6～7か月ですが、申請が集中した場合はお待ちいただく可能性があります。

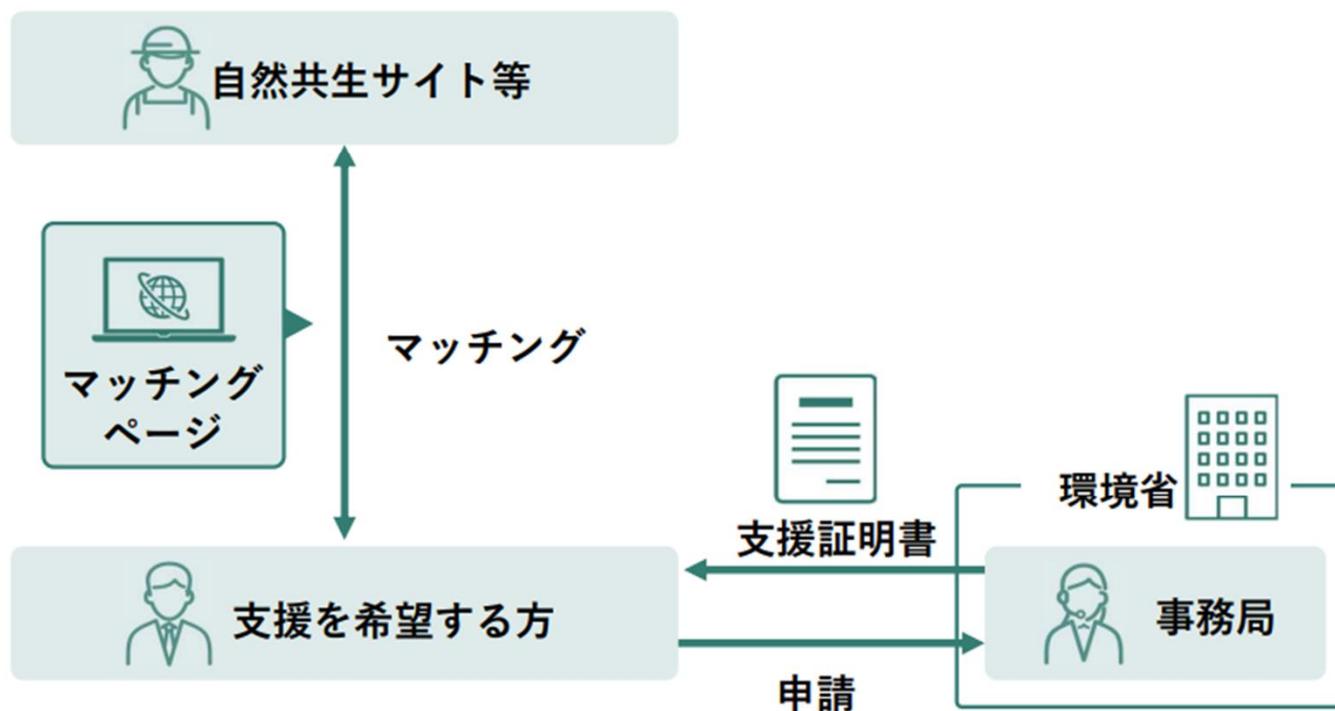
※申請開始など詳細は、自然共生サイトのWEBサイトや30by30メルマガでご案内します。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

➤ 申請手数料は無料

民間資本の巻き込み（支援マッチング・支援証明書制度）

- 環境省において、支援を必要とする「自然共生サイト」等と、それらの活動への支援を希望する方（企業等）との**マッチング促進**を行うため、マッチングサイト※を立ち上げた。
- また、「自然共生サイト」等への**支援を行う方に対するインセンティブ措置**として「**自然共生サイトに係る支援証明書**」制度を構築しており、2024年9月から**試行運用を実施中**。



※ <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/matching/index.html>



支援証明書の例



環境省
Ministry of the Environment
証明書番号251-010

自然共生サイトに係る支援証明書

南海電気鉄道株式会社 様

支援サイト情報

サイト名称： 堺第7-3区 共生の森
 サイト所在地： 大阪府堺市
 サイト責任者： 大阪府
 維持タイプ 回復タイプ 創出タイプ

支援内容に係る情報

支援数： 1つ ※複数支援の場合、2枚目以降に記載

支援に係る活動内容

共生の森づくり活動（植樹約2万本・保全活動・計画管理など）

インプット

金銭的支援：大阪府の「大阪府みどりの基金（共生の森づくり基金）」に2,371万円を寄附
 人的支援：大阪府の「堺第7-3区 共生の森」植樹・下草刈り活動参加 合計215人日

アクティビティ

約2万本の植樹・保全活動などを実施

支援実施日（支援期間）

金銭的支援：2009年度～2023年度の15年間
 人的支援：2009年度～2023年度の17月～9月の下草刈り①2月～3月の植樹
 ※人的支援は、コロナ禍による植樹・草刈り活動中止などを除く。



※アクティビティ及びアウトプットは複数回の支援により、成り立っている。
※記載のとおりアウトカムが出ることを保証するものではない

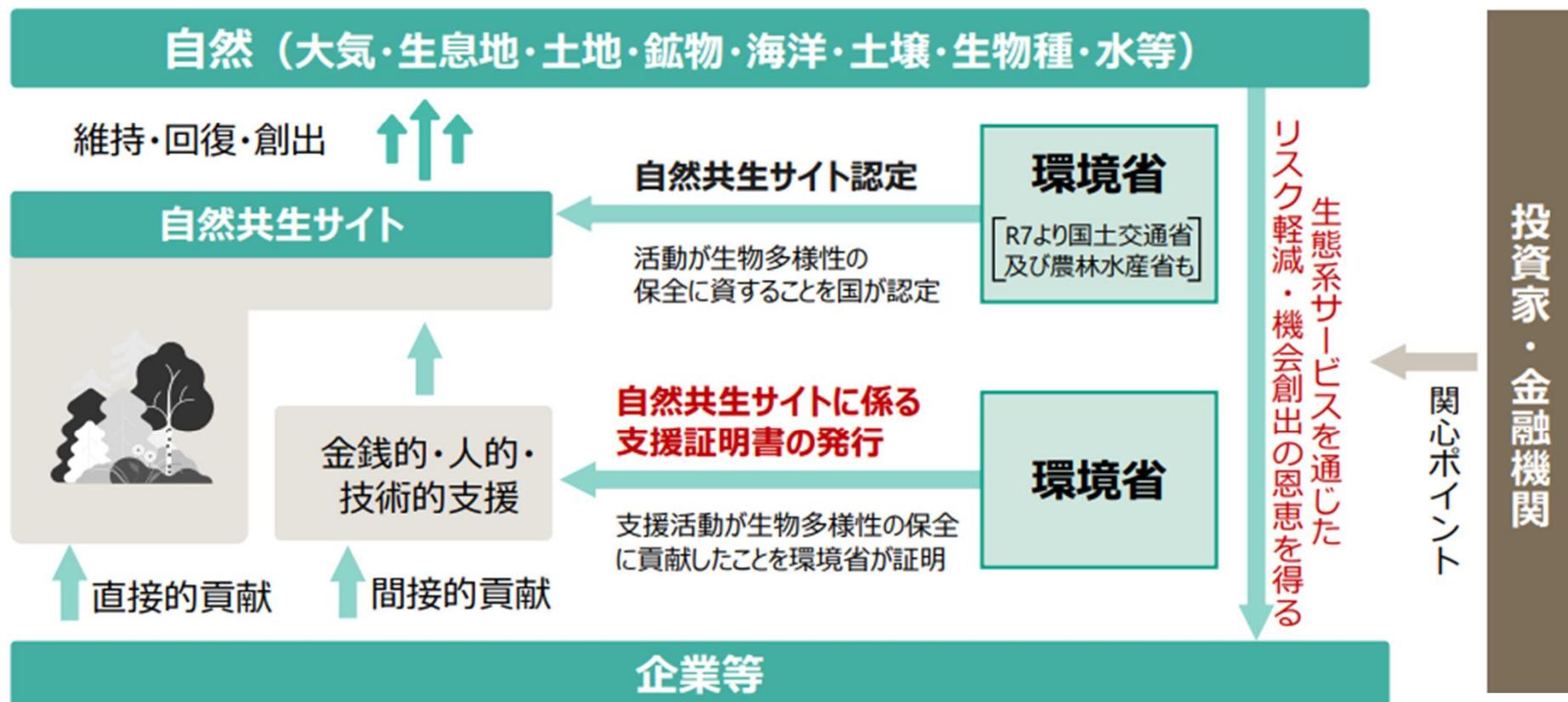
| 記載項目 | | 記載事項 |
|-------------|----------|---|
| 支援サイト情報 | | <ul style="list-style-type: none"> ・サイト名称 ・管理責任者情報 ・活動区分（維持/回復/創出） |
| 支援内容に係る情報 | 支援する活動内容 | 自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合：活動内容 |
| | インプット | （例）金銭的支援：100万円寄付 |
| | アクティビティ | （例）外来種駆除：〇人日分 |
| 支援実施日又は支援期間 | | 支援を実施した日時又は期間 |
| ロジックモデル | | インプット～アウトカム(※)、GBFターゲットとの関連性を記載 |
| 特記事項（任意） | | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の支援計画 ・地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ ・支援によって実現したアウトカム ・支援プロジェクトの具体的内容 ・支援者の本業との関連 ・その他の環境課題の解決への貢献 |

(※) 特記事項は別紙（証明範囲外）に記載



0.1. 支援証明書の位置づけの整理

- 経済活動が依存している自然資本を損失することは、持続可能な経営上の明確なリスクである。経済活動を持続可能なものとするためには、各企業におけるネイチャーポジティブ経営への移行が必要となる。
- 自社で土地を有する企業等は、その土地を自然共生サイトに申請・登録し、保全管理等の活動を通じて直接生物多様性の保全に貢献することができる。しかし、そうでない企業の場合は、地域でつながりのあるサイトや自社のバリューチェーンに関連するサイト等の取組を支援することが有用である。支援証明書は環境省の証明により、その有用性を示すことができるツールである。
- TNFDでは、企業は、自然関連のリスク・機会に対し、負の影響を回避・低減した上で、自然の回復・再生に取り組むことが望ましいとされている。さらに、自然共生サイトへの支援を通じて、企業は自然の回復・再生への貢献を示すことで、ネイチャーポジティブ経営への移行を市場に訴求することができると考えられる。



0.2. TNFDと支援証明書の関連性（考察）

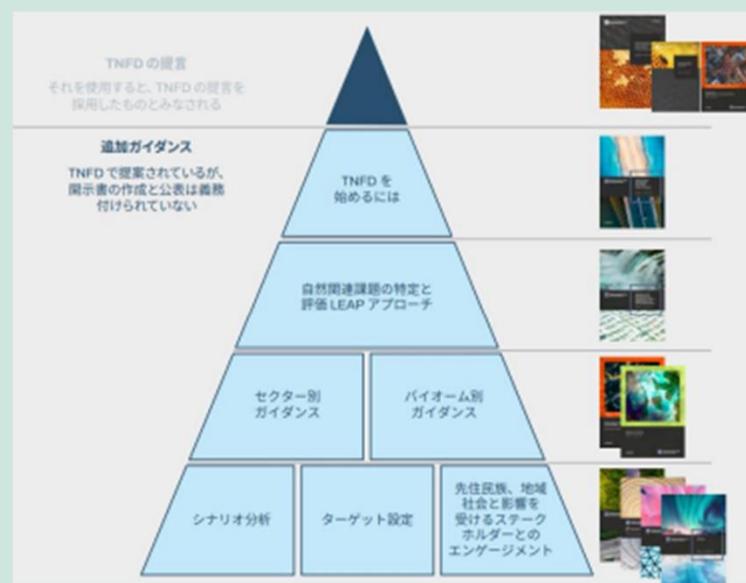
- 支援証明書は、企業が自然への依存・影響やリスク・機会に対して、どのような活動を行っているかをロジックモデルを用いて具体的かつ論理的に整理することができるツール。TNFD情報開示の根拠としても活用できるよう、TNFD開示提言で示される自社と自然資本との関わりを分析するにあたり必要な考え方に沿うよう設計している。
- 支援証明書をTNFD等の情報開示で活用する際のポイントと注意すべき点を本資料にまとめている。

TNFDにおける支援証明書の活用

- ✓ 支援証明書は情報開示の内容を、具体化・論理的に整理することができる
- ✓ TNFD情報開示に求められる、自社と自然資本との関わりを分析するにあたり必要な考え方に沿うよう設計している

TNFD情報開示

- 提言やガイダンスに沿ってTNFDレポートの作成



支援証明書

- 提言やガイダンスに沿った情報開示では、自然への**依存・影響**や**リスク・機会**の評価と、それらに対して**どのような活動を行っているか**を説明することとなる。
- 支援証明書では、それらの内容をロジックモデルを用いて**論理的かつ具体的に整理**ことができ、内容の**論理的妥当性向上**につながる。

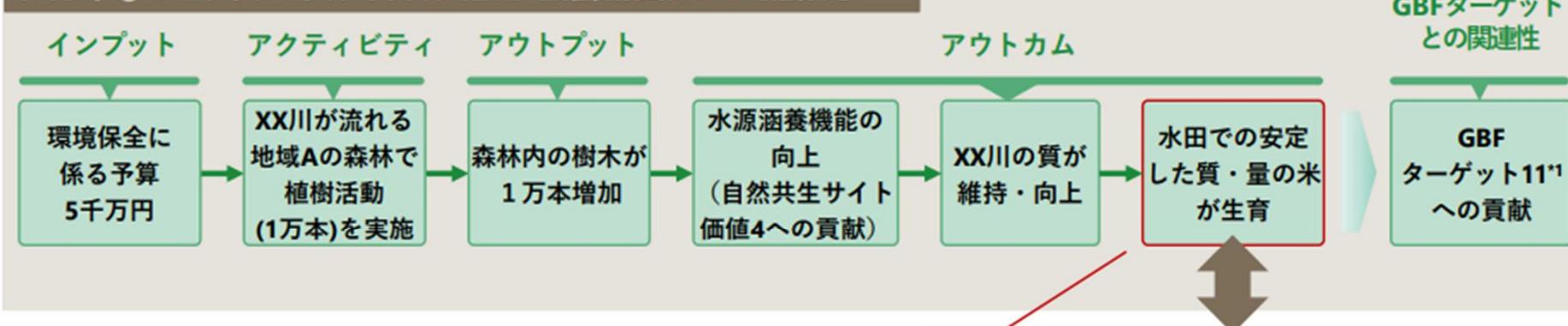


1. ポイント① バリューチェーンの分析

1.3. 支援証明書におけるバリューチェーン

- TNFDを念頭に置く場合、ロジックモデルを活用して、環境保全に係る活動（実施する支援）がバリューチェーンにおけるリスク軽減・機会創出につながっていることを示すことが望ましい。
- また、支援証明書の別紙で、支援内容と本業との関連性について、本紙で書ききれない内容や補足事項を記載することも効果的である。

ポイント①：ロジックモデルでリスク軽減・機会創出について触れる



ポイント②：支援証明書別紙に本業との関連性を補足する



支援証明書別紙の記載 (例)

- 森林での植樹活動によって、森林を流れる川の水質を維持・向上
- 水田の水源を安定させることで、米の収穫量・質の安定に貢献
- 仕入先の事業継続性に貢献することで、当社事業のサステナビリティにも貢献

TNFDレポート等で記載する、リスク・機会と対応させる

前提：自社のTNFDレポートでリスク・機会について触れている

リスク一覧 (イメージ)

| 分類 | 内容 |
|-------|-----------------|
| ... | ... |
| 原材料調達 | 調達先における米の収穫量の減少 |
| ... | ... |



活動計画認定取得のメリットまとめ

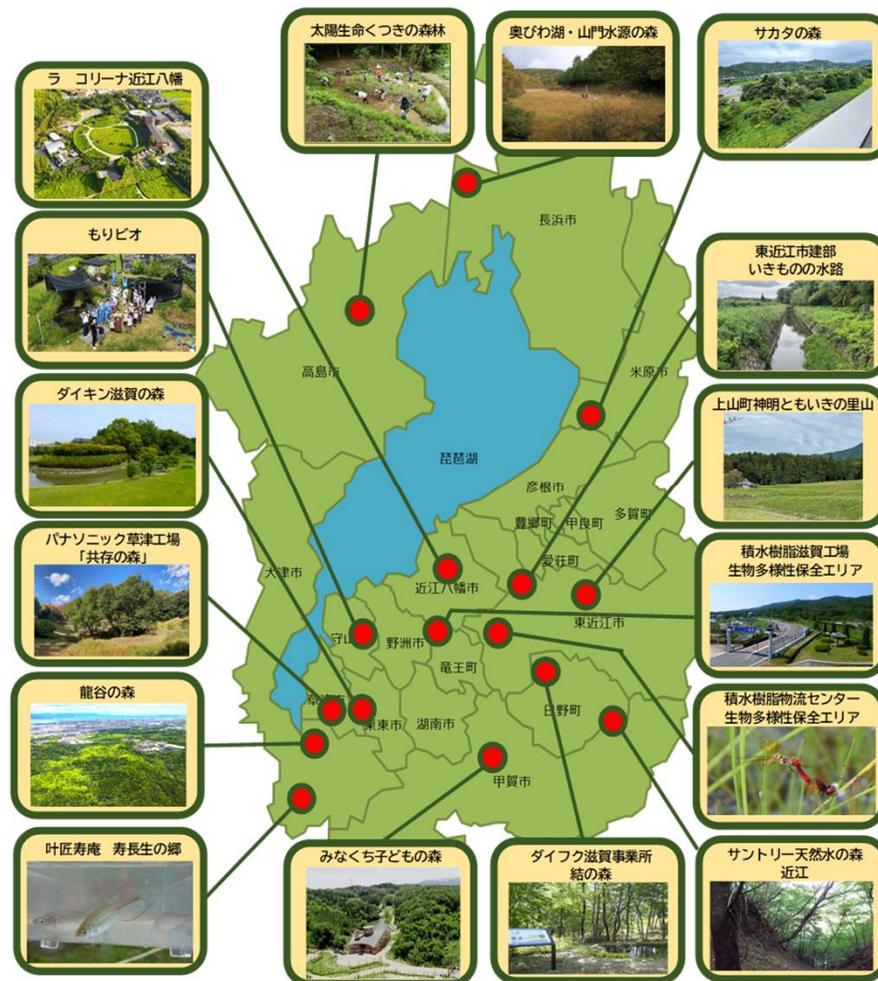
25

- **地域の生物多様性保全への貢献**
 - 自社活動と地域・自然環境との関係（依存・リスク・機会）の再認識
- 活動に対する**公的な認定**
- 国等による活動の発信 → 団体**PR**、活動への**支援拡大**寄与
- 支援証明書を活用した民間連携・支援
 - TNFDレポート、統合報告書、投資家・金融機関等への**説明**
 - サイトにおける活動の**間接的支援**（技術・金銭・人材）も証明
- 交付金の活用 → **資金調達**
- 相続税・贈与税の軽減 → **長期安定的な活動**



滋賀県内「自然共生サイト」の概要

- 16箇所
※令和7年12月現在
- 申請主体:
企業、地域団体、自治体
- サイトの環境:
里山、水路、湿地、創出緑地
- 規模は様々



自然共生サイトのWEBページに

- 手引き
- 様式
- 参考情報
- Q&A などを掲載中

ぜひご覧ください！

自然共生サイト

検索



申請に向けた支援



30 by 30



Mother Lake
Goals

変えよう、あなたと私から



国による支援

29

- 有識者マッチング制度
- 生物多様性保全推進支援事業（交付金）

有識者マッチング制度

- 自然共生サイトや地域生物多様性増進法に基づく活動計画の認定等に向けた支援、あるいは認定後の適切なモニタリング等の支援に関して、「有識者マッチング制度」を検討している。
- 今年度は、令和7年度からの本格運用に向けた課題の洗い出し等を目的として、認定申請を検討している団体等に対して**有識者のマッチング及び派遣を試行的に行う**。
- 試行等を通じて相談実績を蓄積し、**派遣する有識者向けガイドラインの作成**や、**本制度に協力いただける有識者リストの整備**等を進め、今後、全国の有識者に対して本制度への協力依頼を実施予定。

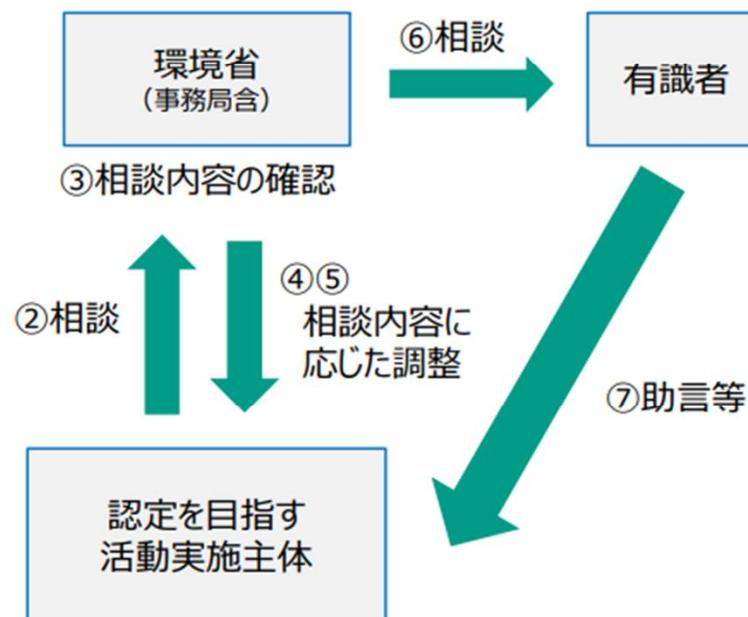
有識者マッチング制度の活用イメージ（案）

■ 活動実施主体が、自然共生サイト等の認定申請に向けて相談をしたいケース

- ① 活動実施主体が有識者リストを参照
- ② 活動実施主体が環境省問合せ先に相談
※ 相談内容が明確な場合は有識者のリクエストが可能
- ③ 環境省にて相談内容を確認
- ④ 相談内容に応じて以下の流れで調整
 - A. 自然共生サイト等の制度や認定手続きに関するもの
→環境省にて助言
 - B. 生物調査の手法・内容や活動体制等に関するもの
→有識者に協力を依頼

以下、Bの場合

- ⑤ 相談者（活動実施主体）がチェックリストに沿って資料等の準備
- ⑥ 環境省から有識者に相談
- ⑦ 環境省が相談者と有識者を紹介
- ⑧ 有識者から相談者に対して助言等の実施



- ※ 旅費・謝金等については両者で調整し、活動実施主体が負担することを想定
- ※ 有識者のマッチング後も環境省も適宜サポートを行う

生物多様性保全推進支援事業（交付金）

【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

| 対象事業 | 交付対象となる事業内容 | 交付対象事業者 | 交付率・交付額 | 事業期間 |
|----------------------|--|--|--|------------------|
| (1)-1 生物多様性増進活動基盤整備 | ① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組 | ① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体 | 事業費の1/2以内 | 原則2年以内 (最長3年) |
| (1)-2 生物多様性増進活動実施強化 | 自然共生サイト又は増進活動実施計画・連携増進活動実施計画に基づく、管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組 | 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者 | 定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円 | 原則2年以内 |
| (2) 重要生物多様性保護地域等保全再生 | 国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域内 における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト内 における事業を含む） | 地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成） | 事業費の1/2以内 | 原則2年以内 (最長3年) |
| (3) 国内希少野生動物種生息域外保全 | 国内希少野生動物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組 | 動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者 | 定額 1種あたり200万円まで | 原則3年以内 |
| (4) 国内希少野生動物種生息域内保全 | 国内希少野生動物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組 | 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 | 定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円 | 原則3年以内 |
| (5) 里山未来拠点形成支援 | 重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動実施区域 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動 | 里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成） | 事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内 | 原則2年以内 (最長3年) |

(参考) 令和6年度
事業採択スケジュール

令和6年2月6日 公募情報公表・受付開始
3月8日 応募申請締切
4月中旬 採択事業決定・通知

※ 交付要綱、公募要領、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

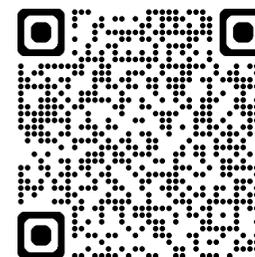
※ 財務省との調整により変更が生じる可能性があります。また、令和7年度から間接執行化を予定しており、スケジュールが1か月半～2か月程度後ろ倒しになる見込みです。最新の状況はウェブサイトをご確認ください。²⁴



滋賀県による支援

まずはご相談ください

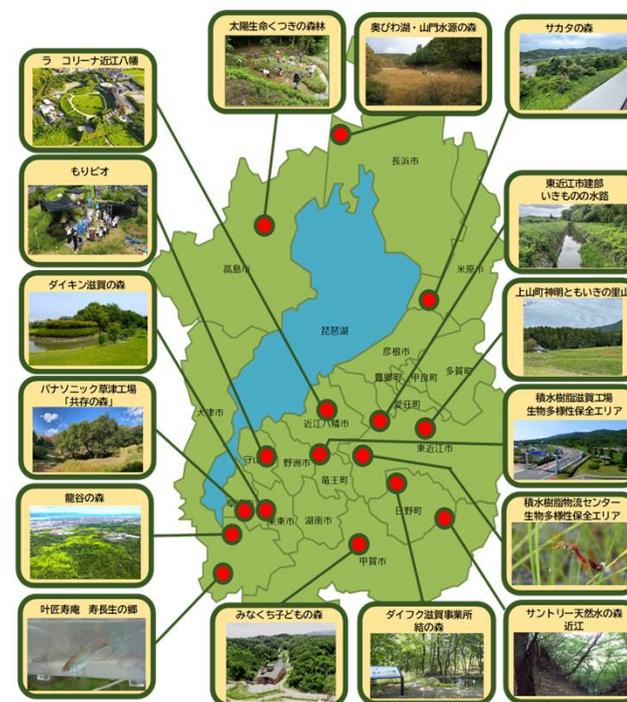
- 滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課
生物多様性戦略推進室
TEL：077-528-3483



「しがネイチャーポジティブネットワーク」に参加しませんか？

- 県内の自然共生サイトを核とした、
企業、地域団体、大学、行政機関等
による情報共有の場
- 令和7年8月26日設立

- ✓ ネイチャーポジティブへの取組に関心はあるが、
何から始めたらよいかわからない。
- ✓ 自然共生サイトはどうしたら申請できるの？
認定されたらどんなメリットがあるの？
- ✓ 取り組んでいる生物多様性保全の活動を
ステップアップさせたい！
- ✓ 活動内容を広く知ってもらいたいが機会がない。
- ✓ 地域の様々なステークホルダーと連携を深めてい
きたいが、誰に相談したらよいかわからない。

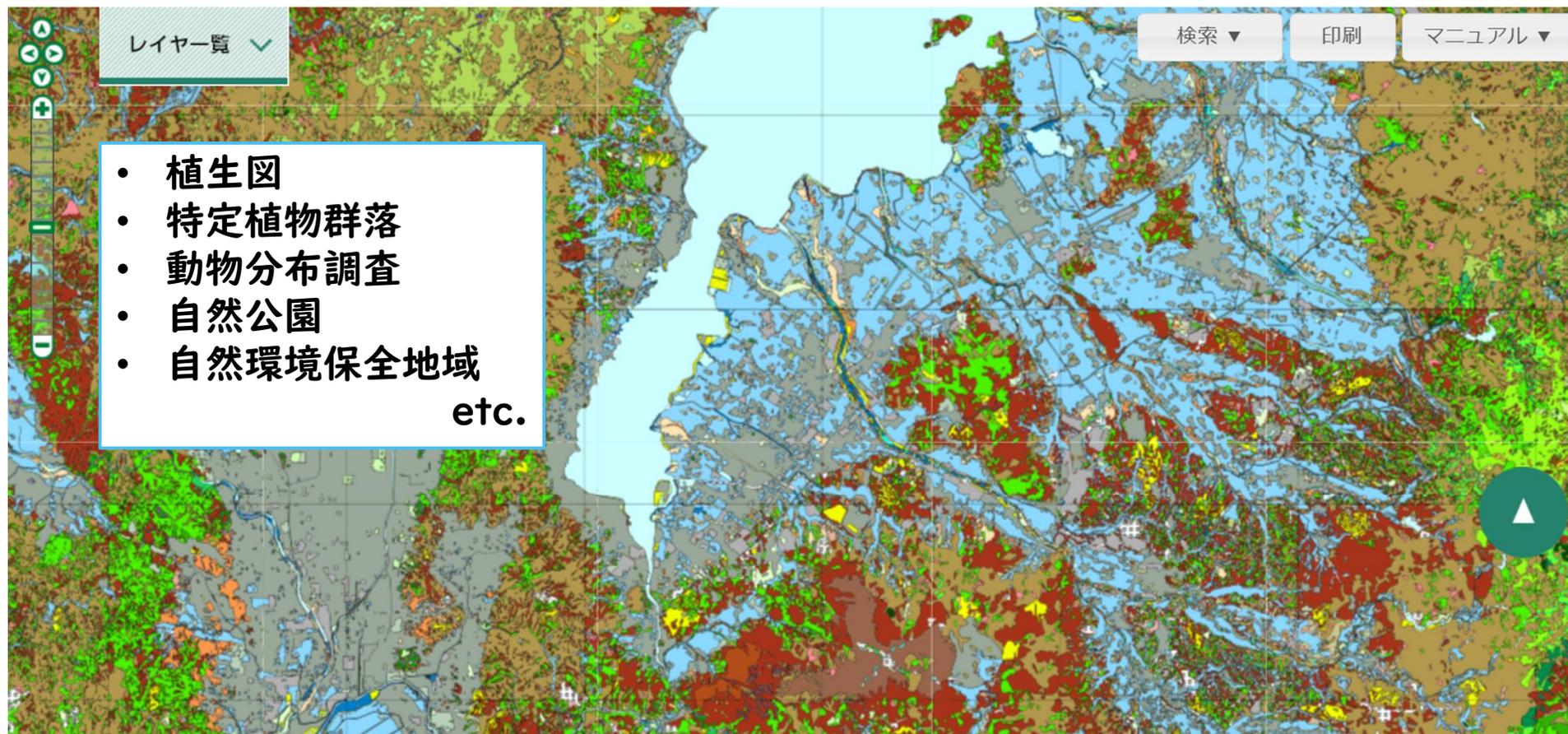
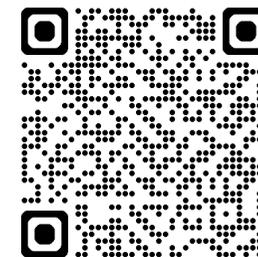




他の支援（公開データ）

33

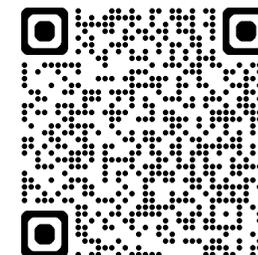
- サイト及びその周辺の自然環境情報（WebGIS等）
 - 自然環境WebGIS (<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)
 - 今後は「環境ジオポータル」に移行（→QRコード）





他の支援（公開データ）

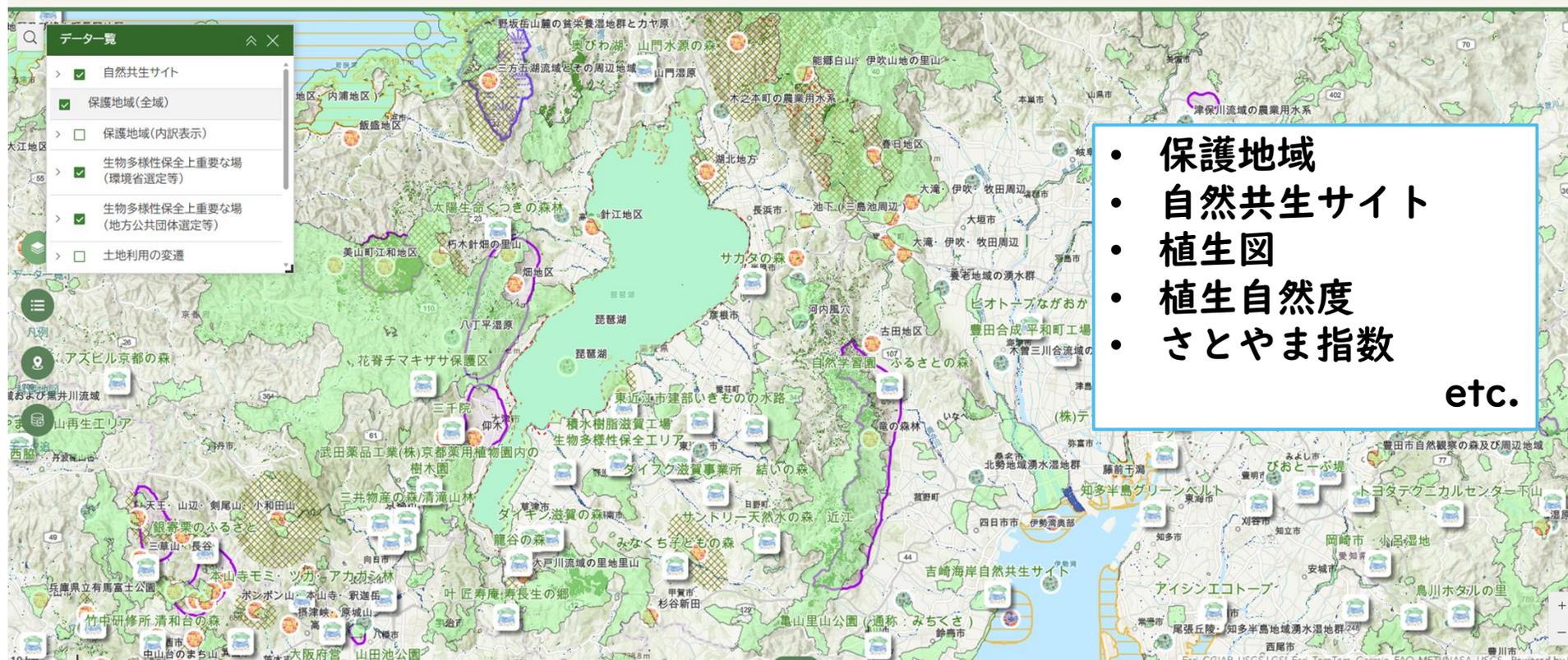
- サイト及びその周辺の自然環境情報（WebGIS等）
 - 生物多様性「見える化」マップ



環境省

生物多様性「見える化」マップ

生物多様性マップ





他の支援（人材）

35

科学者等

- 地域の自然環境に詳しい専門家
 - 公的研究機関（博物館等）
 - 大学

ブリッジ人材：科学やネイチャーポジティブを地域課題解決の文脈に落とし込み、活用できる人たち

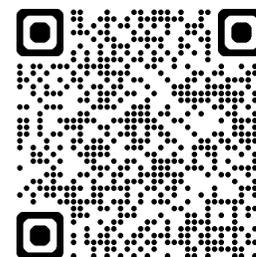
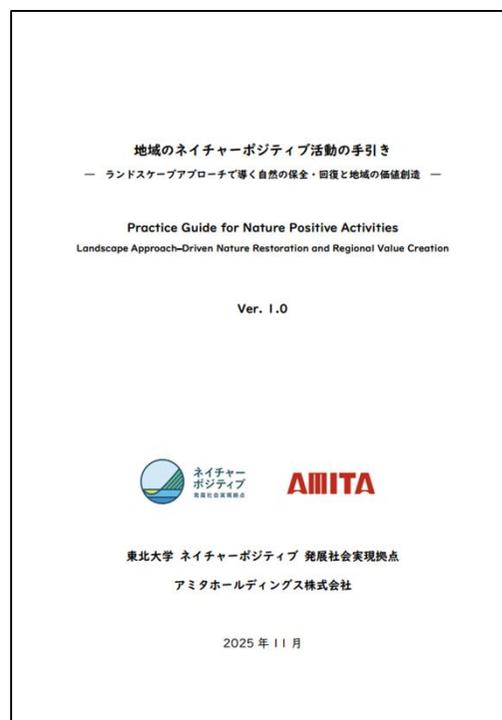
- 地域に根ざしたNPO等
- 民間の環境調査会社、コンサルタント
- 科学者がその役割を担うこともある



他の支援（手引き等）

36

- 各種セミナー
- 環境省「地域生物多様性増進活動の手引き」
- 東北大学 ネイチャーポジティブ 発展社会実現拠点
アマタホールディングス株式会社（2025）
「地域のネイチャーポジティブ活動の手引きVer. 1.0」



よくある質問回答



30 by 30



Mother Lake
Goals

変えよう、あなたと私から



よくある質問

38

Q. どのような活動・区域が対象か？

A. ・既に良好な生物多様性が存在する場を**維持**する活動

・過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場合又は損失が進行している場において、その多様性を**回復**する活動

・現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を**創出**する活動

→ 現状を維持又はより良くしていく活動・場であればOK

面積は問わない



よくある質問

39

Q. まずは何から整理したらよいか？

A. 質問者様の置かれている状況ごとに、さまざまな進め方が
あります。何はともあれ、「知る」ことから始まります。

例:

- 国内外の動向を調べる
 - 対象地域とその周辺の「基本的な情報」と「自然環境の情報」
を調べる
 - 気候、土地利用
 - 植生、河川、湖、重要種 など
- 公開データ
- 先行事例を調べる
 - 周辺（自団体、地域等）で関心を持っている人たちを見つける
 - 声をかけて上記のようなことを知る勉強会を開く



よくある質問

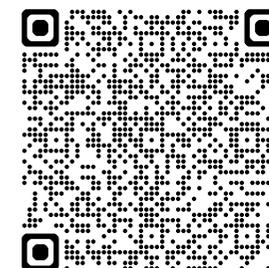
40

Q. 申請にあたってどのようなハードルがあるのか？

A. 主に下記の整理が必要です (ERCA様説明資料も参照)

- 活動の明確化
 - 目的、位置づけ
 - 目標
 - 課題
 - 方法、手順 (活動内容、モニタリング等)
 - 体制等
- 土地所有者・公物管理者の同意、法令 (森林法等) 順守
- 活動実施区域における動植物の調査 (概ね5年以内)
- GISデータ (活動実施区域、動植物位置等)

環境省「審査の観点 (認定基準)」 →





よくある質問

Q. 動植物や生態系の調査はどこまで詳細に行う必要がある？

A. 明確な基準はございませんが、申請を検討されている**活動の種類、生物多様性の価値を示す根拠となるもの**である必要があります。

また、認定後、モニタリングの実施が求められますが、取得予定のモニタリングデータと比較可能なデータを取得することも一つの有効な方法です。

調査は必ずしも科学者やコンサルタントに依頼しなければならないわけではなく、市民調査等により活動関係者を巻き込んだ調査の実施も効果的です。

参考：環境省「効果が期待できる活動手法」P.62→

「モニタリング手法」→

